

# 宮下地区における性能規定の試行導入の概要

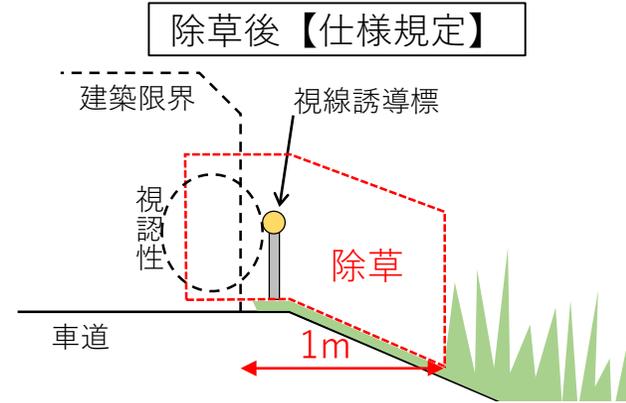
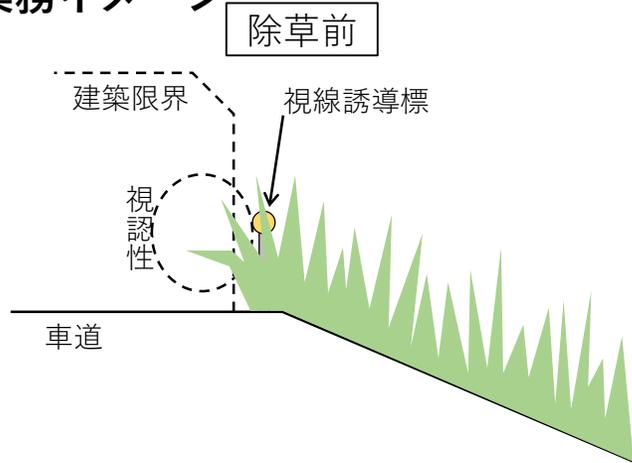
## 趣旨

- 建設業における担い手不足、財政的制約等の課題を抱える中で、社会インフラの適切な維持管理によるサービス水準確保を図るべく、平成21年度より包括的維持管理業務を導入し、一定の効果（サービス水準確保、事業量・利益確保、行政コスト縮減等）が得られているところ。
- 取組のシンカによる更なる効果発現に向け、改善策の1つとして『性能規定』を導入すべく、**R2除草業務において性能規定を試行導入し、その検証を行うもの。**

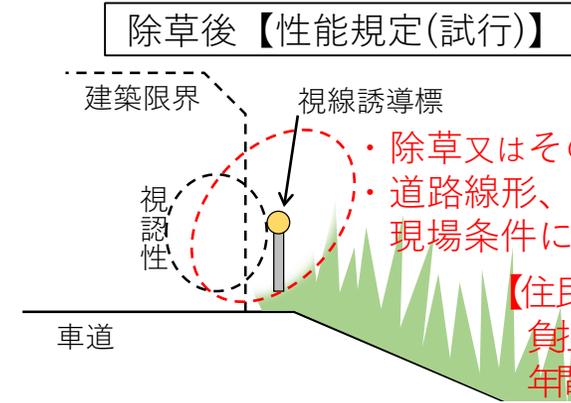
## 性能規定とは…

- ・業務受託者の創意工夫や施工ノウハウを活用し、受発注者の業務効率化、受託者の適正利益確保等を図る契約形式。
- ・従来の仕様規定とは異なり、管理者が定めた性能（管理水準）を維持することに対して契約するもので、性能を維持する手法は問わない。
- ・受託者によるモニタリングにより、管理水準の確認を行う。

## 業務イメージ



※除草の延長・幅・回数等の仕様を規定  
 ⇒仕様書に定められた延長・幅・回数  
 通りの除草作業を行う。  
 (=主に夏季に除草作業を1回実施して完了)



※安全な交通を確保する性能を規定  
 ⇒安全な交通を確保できるのであれば、  
 手法は受託者の裁量で判断できる。  
 (=除草以外の手法も可)  
 (=見通しの良い箇所では、従前に比べ除草範囲が狭まる可能性有り)  
 (=除草作業の前後を問わず、一定期間のモニタリングが必要)

・除草又はその他手法  
 ・道路線形、山側or谷側等の  
 現場条件に応じた除草

【住民側のメリット】  
 負担増を伴わずに  
 年間を通し一定のバズを享受

## 試行結果 (途中経過報告)

### (1) 取組内容

- ・対象業務：除草（6～10月）
- ・実施箇所：県道柳津昭和線（柳津町）L=約29km
- ・施工方法：機械施工（肩掛け式、バックリ取り付式）、一部集草なし
- ・確認方法：受託者によるセルフモニタリング（1回/月）  
 発注者によるモニタリング（1回/月）  
 各々6～9月の4回実施済

### (2) 分かったこと (受託者の声)

⇒今後、定量的にも検証予定 (R2年内)

メリット	施工方法選択に自由度が生まれ、施工箇所に応じ機械施工(バックリ取り付式)を導入した結果、施工効率の向上、作業員の負担軽減に繋がった。
デメリット	経験が浅いうちは、最適となる施工レベルが把握しづらい。 <small>(施工後に草木が繁茂し再施工が必要となった場合はコスト増となる。一方で、その懸念から施工時に安全側に施工することもコスト増となる。)</small>
受託者の管理者に生じた業務・役割、そのために必要な能力・スキル	経営資源(予算・機材・人員等)の適切な配分により、継続的に規定を満たし続けることのできる最適な作業計画の作成が求められる。【⇒経験が必要】 セルフモニタリングの実施に加え、除草後も繁茂状況を日常的に意識することが求められる。【⇒地域に精通した対応、利用者の目線が必要】

# 包括的維持管理におけるマネジメントに求められるもの【MMRの要件】（案） 資料5-2

（第6回福島県建設業産学官連携協議会幹事会（R元.11）において提示した事務局案を基に作成）

	受託者(組織)に求められる要素	受託者に求められる資質	左を証明する資格等
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 当該地域を取り巻く環境（自然、社会的）を熟知</li> <li>◆ 当該地域の担い手・機材等の経営資源を保有</li> <li>◆ 同種・類似業務の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の公共施設の管理に精通（地理・風土・気候・文化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地元建設企業</li> </ul>
	各技術者が行うマネジメント	左の遂行に必要な経験・知識	左を証明する資格等
主任技術者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 構成員への業務の割り当てを含めた体制構築</li> <li>② 各工種（地区）への人員・機材の配置</li> <li>③ 業務実施のスケジュール管理</li> <li>④ 各種計画書及び実施報告書作成</li> <li>⑤ 発注者との連絡調整</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実務経験                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公共工事の主任技術者の経験</li> </ul> </li> <li>◆ 知識・技術                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各工種（業務）の関係法令の知識を有すること</li> <li>➢ 会計・財務に関する知識を有すること</li> <li>➢ 地域の公共施設の管理に精通</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A) 工事の主任技術者の要件を有する者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格(土木施工管理技士)</li> <li>・ 学歴 + 実務経験</li> <li>・ 実務経験</li> </ul> </li> </ul>
MMR	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ~ ⑤ 同上</li> <li>+</li> <li>⑥ 地域の実情、過年度実績、契約額等を考慮した業務実施時期や、箇所間・業務間の優先順位の調整</li> <li>⑦ 要求水準を確保することのできる適正な工法選択</li> <li>⑧ 適正で効率的なプロセスの構築と実行</li> <li>⑨ 要求水準を満たしているかを確認するためのモニタリング</li> <li>⑩ 住民との連絡調整</li> </ol> <p>※①～⑩を必要とする具体的業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 性能規定による業務 …R2除草業務にて試行中</li> <li>(2) 受託道路パト等と連動した維持補修業務</li> <li>(3) 住民対応業務</li> </ol> <p>※受注者は、公平性・公正性、緊急性・安全性等を踏まえた優先度に基づき業務を実施する。                      なお、実施状況を発注者へ定期的に報告し、必要に応じ改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 同上</li> <li>+</li> <li>◆ 実務経験                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 包括的維持管理業務の主任技術者の経験</li> </ul> </li> <li>◆ 知識・技術                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 業務計画の策定</li> </ul> </li> </ul> <p>↑                      従前の包括的維持管理業務の経験等が必要となる                      ことが、R2性能規定試行においても確認されている。</p>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">MMR試行時における当面必要となる資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A) 同上</li> <li>+</li> <li>B) 実務経験を有する者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県発注包括的維持管理業務の主任技術者としての実績</li> </ul> </li> </ul> </div>

◎MMRが担うマネジメントとして、他に「市町村業務の共同受注」や「構造物等の点検～補修までの維持管理の一連業務」等がある。

## ■ 包括的維持管理の今後の展開に関する基本的な考え方

- I. 宮下地区において、MMRの試行を行いながら、業務の実施状況やマネジメント業務について検証、改善を実施し、導入を図る。
- II. 導入済他地区において、実績を踏まえながら、深化（契約方法、MMR導入等）や拡充（工種・エリアの拡大等）を図る。
- III. 未導入地区における導入については、地域の実情に応じた対応が必要なことから、制度内容の周知及び関係機関との丁寧な意見交換を継続していく。
- IV. 市町村道を含めた維持管理については、市町村及び地域の実情に応じた対応が必要なことから、市町村との意見交換を継続していく。

